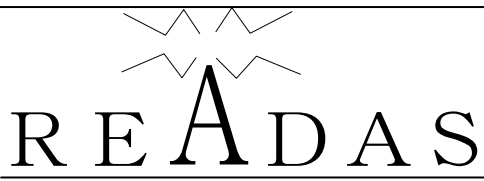


第 5075 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月26日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 一般贈与と特例贈与がある場合

**Q**：来年から贈与の制度が変わりますが、一般贈与と特例贈与がある場合、贈与税額はどのように計算することになるのですか？

**A**：次のように計算します。

### 【解説】

平成25年度の税制改正で、直系尊属から20歳以上の者(子や孫)に対する贈与(特例贈与)が新設され、平成27年分の贈与からは、暦年課税の贈与は、これまでの贈与(一般贈与)と特例贈与の2本立てになり、別々の税率表を適用することとなりました。

特例贈与は、一般贈与に比べて贈与税率が低くなっています。

ところで、同一年分に一般贈与と特例贈与を受けた場合の贈与税額の計算ですが、これについては、次のように計算することとなっています。

- ① 一般贈与について贈与税額を計算する(A)
- ② 特例贈与について贈与税額を計算する(B)
- ③ (A)を次の算式に基づいて按分する  

$$(A) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{合計贈与価額} = (C)$$
- ④ (B)を次の算式に基づいて按分する  

$$(B) \times \text{一般贈与財産の価額} \div \text{合計贈与価額} = (D)$$
- ⑤ 納めるべき贈与税額  

$$\text{贈与税額} = (C) + (D)$$

